

新潟市農林水産業振興資金利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、農業者等の経営合理化と地域農業の振興による所得の増大並びに生産性の向上を図り、農業の近代化に資するため、融資機関が農業者等に対して、新潟県農林水産業振興資金取扱要綱（昭和45年4月13日農経第633号新潟県農陳水産部長通知。以下「県取扱要綱」という。）による農林水産業振興資金（以下「資金」という。）の融資を行った場合において、当該金融機関に対して予算の範囲内で当該融資に係る利子補給を行うものとし、その交付に関しては、新潟市補助金交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）のほか、この要綱に定めるところによる。

(利子補給契約)

第2条 前条の利子補給金の交付は、別表1表頭の対象毎に市長が融資機関との間にて締結する利子補給契約（別記第1号様式）によって行うものとする。

(利子補給率等)

第3条 利子補給率は、別表1に定めるとおりとする。

- 2 利子補給金の額は、毎年1月1日から12月31日までの間の期間における利子補給承認年度及び前項に定める利子補給率ごとに算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く）の総和をその期間中の日数（閏年においても365日）で除して得た金額）に、前項の利子補給率を乗じて得た金額とする。
- 3 前項の融資平均残高及び利子補給金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 利子補給金の交付は、新潟市に住所を有し、農業を営む個人又は農業法人に対し別表1に定める期間に貸付実行された資金を対象とする。ただし、市税に未納がある者は対象としない。

(利子補給金の交付申請及び実績報告等)

第4条 融資機関は、規則第6条に規定する補助金の交付申請及び規則第13条の規定による補助金の実績報告をしようとする場合は、新潟市農林水産業振興資金利子補給金交付申請書兼実績報告書（別記第2号様式）に新潟市農林水産業振興資金利子補給金申請明細表を添付して毎年度1月8日までに市長に申請及び報告するものとする。

(利子補給金の交付決定等)

第5条 市長は、前条の規定による利子補給金の交付申請があった場合において、その内容を審査し、利子補給金の交付（不交付）を決定し、別記第3号様式による利子補給金交付（不交付）決定通知書により当該融資機関に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第6条 規則第9条の規定による期日は、利子補給金の交付決定通知を受理した日から起

算して 15 日を経過した日とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることができる。

(利子補給金の打ち切り等)

第7条 市長は、利子補給金の対象となった資金を借り入れた者がその借入金を借入の目的以外の目的に使用したときは、その者に係る利子補給を打ち切ることができる。

2 市長は、融資機関がその責めに帰すべき理由により規則、この要綱又はこの要綱に基づく契約の条項に違反したときは、当該融資機関に対する利子補給を打ち切り又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、資金利子補給に関する必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、昭和 46 年 4 月 1 日以降融資を受けた資金から適用する。

(経過規定)

2 昭和 46 年に限り、第4条中「1月8日」とあるのは「3月17日」と読み替えて適用する。

附 則

この要綱は昭和 49 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は平成 3 年 6 月 25 日から適用する。

附 則

この要綱は平成 5 年 1 月 27 日から適用する。

附 則

この要綱は平成 10 年 9 月 9 日から適用する。

附 則

この要綱は平成 11 年 7 月 9 日から適用する。

附 則

この要綱は平成 15 年 10 月 29 日から適用する。

附 則

この要綱は平成 22 年 10 月 27 日から適用する。

附 則

この要綱は平成 23 年 9 月 30 日から適用する。

附 則

この要綱は平成 24 年 4 月 6 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 1 月 10 日から施行し、令和 5 年 10 月 1 日から適用する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年3月26日から施行し、令和6年3月1日から適用する。
(対象要件の特例)
- 2 第3条第4項ただし書きの規定は、別表1表頭の対象が令和6年能登半島地震の場合にあっては、適用しない。
(交付申請及び実績報告の特例)
- 3 第4条に定める利子補給金の交付申請及び実績報告のうち、別表1表頭の対象が令和5年夏季の高温及び渇水であって、令和6年1月1日から令和6年3月31日までに融資を行ったものは、令和6年4月8日までに、別表1表頭の対象が令和6年能登半島地震であるものは、令和6年9月6日までにそれぞれ行うものとする。

別表1（第3条関係）

資金の種類	借受資格者	対象	基準金利(%)	利子補給率(%)		対象期間	備考
				県	市		
8号資金	農作物の損失額がその者の平年における農業総収入額の100分の10以上である者	平成22年猛暑等	2.65	1.20	当初1年間 1.45 2年目以降 0.60	平成22年10月27日～平成23年3月31日	H22年度戸別所得補償モデル対策加入者（水稻を生産していない農業者等を含む）
					0.60		H22年度戸別所得補償モデル対策未加入者
	出荷自粛等の直接被害や牛肉販売価格の低迷等による損失額がその者の平年における販売金額の100分の10以上であることが見込まれる者	平成23年放射性物質汚染稻わら	2.75	1.84	0.91	平成23年9月30日～平成24年3月31日	

資金の種類	借受資格者	対象	基準金利(%)	利子補給率(%)		対象期間	備考
				県	市		
8号資金	農作物の損失額がその者の平年における農業総収入額の100分の10以上である者	平成23年新潟・福島豪雨	2.75	1.37	0.68	平成23年9月30日～平成24年3月31日	
		平成24年4月暴風	2.55	1.30	0.65	平成24年4月6日～平成24年8月31日	
		令和5年夏季の高温及び渇水	2.05	0.85	当初2年間 1.20 3年目以降 0.85	令和5年10月1日～令和6年3月31日	
	生産物や施設・機械等に被害を受け、損失額がその者の平年における販売金額の100分の10以上であることが見込まれる者	令和6年能登半島地震	2.25	0.825	当初2年間 1.425 3年目以降 0.825	令和6年3月1日～令和6年8月31日	

※戸別所得補償モデル対策加入者とは、戸別所得補償モデル対策実施要項（平成22年4月1日付け21政第190号農林水産事務次官名通知）4及び5に基づく米戸別所得補償モデル事業及び水田利活用自給力向上事業に加入している者をいう。

別記第1号様式

新潟市農林水産業振興資金利子補給契約書

(対象：)

新潟市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、乙が貸し付ける新潟県農林水産業振興資金取扱要綱（昭和45年農経第633号新潟県農林水産部長通達。以下「県取扱要綱」という。）第4第1項に規定する農林水産業振興資金（以下「振興資金」という。）につき、甲が乙に対して予算の範囲内で交付する利子補給金について、次の条項により契約を締結する。

第1条 甲は、乙の融資に係る振興資金につき、新潟市農林水産業振興資金利子補給金交付要綱（以下「利子補給金交付要綱」という。）の定めるところにより乙に対し利子補給金を交付する。

第2条 甲が乙に対し交付する利子補給の額は、毎年1月1日から12月31日までの期間について、利子補給金交付要綱第3条に規定する方法により算出した額を交付する。

第3条 乙は、甲に対して利子補給金の交付を申請しようとするときは、利子補給金交付要綱に定めた様式により行うものとし、利子補給金交付要綱第4条の規定により利子補給金の交付申請及び実績報告書等を提出するものとする。

第4条 乙は、常に甲の利子補給に係る貸付債権の保全に必要な注意を払わなければならない。

第5条 甲は、利子補給に係る貸付金が貸付目的以外に使用されたときは、乙に対する利子補給金を打ち切ることができる。

2 甲は、乙の責めに帰すべき理由により乙が利子補給金交付要綱又はこの契約の条項に違反したときは、乙に対する利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

第6条 乙は、甲の利子補給に係る振興資金の融資に関し、甲が報告を求めたとき、又は甲の職員をして当該融資に関する帳簿・書類等を調査する必要があるときは、これに協力しなければならない。

第7条 この契約の内容に変更を加えようとするとき、又はこの契約に疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議により定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

年　月　日

甲　新潟市

代表者　新潟市長

印

乙

代表者

印

別記第2号様式

年度新潟市農林水産業振興資金利子補給金
交付申請書兼実績報告書

第 号
年 月 日

(宛先) 新潟市長

融資機関名
代表者氏名 印

新潟市農林水産業振興資金利子補給金交付要綱により、下記のとおり、 年度に係る農林水産業振興資金利子補給金の交付を申請し、あわせて事業実績を報告します。

記

- 1 利子補給金 金 円也
- 2 事業の目的
農業者等に農林水産業振興資金の貸付を行い、もって地域農林水産業の振興と農業者等の経営の合理化を図り、農林水産業の近代化に資することを目的とする。
- 3 事業の内容
別表のとおり
- 4 添付書類
新潟市農林水産業振興資金利子補給金申請明細表
市税に未納がない旨の証明書

別記第3号様式

第 号
年 月 日

融資機関の長 様

新潟市長 印

年度農林水産業振興資金利子補給金の交付（不交付）決定及び
額の確定について（通知）

年 月 日付け 第 号で申請及び実績報告の標記利子補給金について新潟市
補助金等交付規則第7条及び第14条の規定により、下記のとおり交付（不交付）すること
に決定し、その額を確定したので通知します。

記

1 利子補給金の交付（不交付）決定額及び各定額

金 円

2 利子補給金の交付対象となる事業は、さきに申請及び実績報告の「農林水産業振興資金
貸付事業」とし、その内容は申請書及び実績報告書記載のとおりとする。

3 利子補給金を受ける融資機関は、新潟市補助金等交付規則及び新潟市農林水産業振興
資金利子補給金交付要綱に従わなければならない。

4 その他

利子補給金の交付予定日は 年 月 日とする。